

岐阜県公報

第二千七百六十三号
平成二十八年七月十二日

(火曜日)

目次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知
土地収用法に基づく事業の認定

(治 山 課) 四四三
(用 地 課) 四四四

公 示

指定管理者の変更の届出に関する公示
家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付

(新産業・エネルギー振興課) 四四六
(畜 産 課) 四四六

告 示

岐阜県告示第四百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

大垣市上石津町谷畑字岡峰一八九の一、一九二の二

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝奥住字牛首七八二、七八八、七八九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町相生字登り尾二四三四の一・二四三四の二（以上二筆について次の図

に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定に基づき專業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年七月十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

岐阜市

二 專業の種類

岐阜市役所庁舎新設事業

三 起業地

1 収用の部分

岐阜市司町、美江寺町一丁目及び美江寺町二丁目地内

2 使用の部分

なし

四 專業の認定をした理由

岐阜市役所庁舎新設事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

本件事業は、岐阜市がその事務の用に供する施設を整備するものであり、法第三十一条に掲げる「地方公共団体が設置する庁舎」に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である岐阜市は、地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有するとともに、議会の議決を経て予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

本件事業の起業者である岐阜市の現庁舎は、五棟に分散しており、市民の利便性及び業務の効率の低下をもたらしている。また、いずれの庁舎も築後四十年以上経過しているため、老朽化や耐震性の不足が懸念されており、大地震等の災害時において、業務の停滞や復旧・復興業務に遅れが生じることも危惧されている。

本件事業は、庁舎の分散を解消することにより、一元的な行政サービスが提供され、市民の利便性の向上及び業務の効率化が図られるものと認められる。また、老朽化や耐震性の不足を解消することにより、災害時における防災拠点機能が整備され、災害対策の充実が図られるものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査したところ、起業地には、保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されておらず、本件事業の施行により環境に及ぼす影響は少ない。また、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、申請案と他の五案とを市民の利便性、機能の実現性、中心市街地活性化等を総合的に勘案して選定しているものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

また、本件事業の起業地の選定は、適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、現在の市役所庁舎は、各庁舎間の連携や移動に支障を来していることに加え、老朽化や耐震性の不足が懸念されており、災害時において、業務の停滞や復旧・復興業務に遅れが生じることも危惧されていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

(三) 総合的判断

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

岐阜市役所行政部新庁舎建設課

公 示

指定管理者の変更の届出に関する公示

ソフトピアジャパンセンター条例（平成七年岐阜県条例第四十六号）第十一条第五項の規定により、ソフトピアジャパンセンターの指定管理者である伊藤忠アーバンコミュニケーションズグループから変更の届出があったので、同条例第十七条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十八年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあつた事項

団体の代表者の氏名

（変更前）長田 邦裕

（変更後）深城 浩一

二 変更年月日

平成二十八年六月一日

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により農林水産大臣から種畜証明書を交付した旨通報を受けたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年七月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県農政部畜産課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年七月十二日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三 岐阜文芸社